

令和 7 年 1 月 23 日 招 集

令和 7 年 第 1 回 釧路市議会

1 月 臨 時 会 議 案

釧 路 市

1 月 臨 時 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 1 号	令和 6 年度釧路市一般会計補正予算……………	5
議案第 2 号	令和 6 年度釧路市魚揚場事業特別会計補正予算……………	27
議案第 3 号	令和 6 年度釧路市水道事業会計補正予算……………	35
議案第 4 号	釧路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	39

議案第 1 号

令和 6 年度釧路市一般会計補正予算

令和 6 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,627,626 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 108,897,787 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 23 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 使用料及び手数料		2,534,647	△ 467	2,534,180
	1 使用料	1,935,784	△ 467	1,935,317
15 国庫支出金		22,939,991	1,893,113	24,833,104
	2 国庫補助金	5,155,646	1,893,113	7,048,759
19 繰入金		4,162,632	584,461	4,747,093
	2 基金繰入金	4,144,048	584,461	4,728,509
21 諸収入		3,652,391	25,519	3,677,910
	5 雑入	1,015,398	25,519	1,040,917
22 市債		9,596,835	125,000	9,721,835
	1 市債	9,596,835	125,000	9,721,835
歳入合計		106,270,161	2,627,626	108,897,787

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,341,907	2,198,098	12,540,005
	1 総務管理費	10,001,015	2,198,098	12,199,113
11 教育費		9,167,186	49,915	9,217,101
	1 総務費	5,602,120	49,915	5,652,035
14 諸支出金		11,231,368	423	11,231,791
	1 特別会計繰出金	11,231,368	423	11,231,791
15 職員費		10,967,574	379,190	11,346,764
	1 職員費	10,967,574	379,190	11,346,764
歳出合計		106,270,161	2,627,626	108,897,787

第2表 繰越明許費補正

区 分	款	項	事 業 名	金 額
追 加	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	津波一時避難場所整備事業	千円 60,104
			大楽毛津波避難複合施設整備事業	210,262
			物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金事業	1,475,368

第3表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
変 更	津波一時避難場所整備事業費	千円 29,500	千円 19,900	千円 49,400
	大楽毛津波避難複合施設整備事業費	82,800	105,100	187,900
計		9,596,835	125,000	9,721,835

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,534,647	△ 467	2,534,180
15 国 庫 支 出 金	22,939,991	1,893,113	24,833,104
19 繰 入 金	4,162,632	584,461	4,747,093
21 諸 収 入	3,652,391	25,519	3,677,910
22 市 債	9,596,835	125,000	9,721,835
歳 入 合 計	106,270,161	2,627,626	108,897,787

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費	10,341,907	2,198,098	12,540,005	1,843,123	125,000	25,396	204,579
6 農林水産業費	1,303,214	0	1,303,214	467	0	△ 467	0
11 教 育 費	9,167,186	49,915	9,217,101	49,523	0	123	269
14 諸 支 出 金	11,231,368	423	11,231,791	0	0	0	423
15 職 員 費	10,967,574	379,190	11,346,764	0	0	0	379,190
歳 出 合 計	106,270,161	2,627,626	108,897,787	1,893,113	125,000	25,052	584,461

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
14 使用料及び手数料	2,534,647	△ 467	2,534,180			
1 使用料	1,935,784	△ 467	1,935,317			
5 農林水産業使用料	167,956	△ 467	167,489	1 農業使用料	△ 467	農業用水道使用料 △ 467

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	22,939,991	1,893,113	24,833,104			
2 国庫補助金	5,155,646	1,893,113	7,048,759			
1 総務費補助金	680,384	145,200	825,584	1 総務管理費補助金	145,200	津波一時避難場所整備事業費（率2／3） 大柴毛津波避難複合施設整備事業費（率1／2） 40,069 105,131
9 アイス政策推進交付金	221,380	8,008	229,388	1 アイス政策推進交付金	8,008	アイス政策推進交付金（率8／10） 8,008
10 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	1,892,750	1,739,905	3,632,655	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,739,905	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,739,905

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金						
2 基金繰入金	4,162,632	584,461	4,747,093			
	4,144,048	584,461	4,728,509			
1 財政調整基金繰入金	3,157,485	584,461	3,741,946	2 財政調整基金繰入金	584,461	584,461

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 諸収入	3,652,391	25,519	3,677,910			
5 雑入	1,015,398	25,519	1,040,917			
6 雑入	900,192	25,519	925,711	2 雑入	25,519	会計年度任用職員等雇用保険料立替金収入 水道料金減免負担金収入
						732 24,787

(単位：千円)

[illegible]

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	10,341,907	2,198,098	12,540,005	特定財源 一般財源			
1 総務管理費	10,001,015	2,198,098	12,199,113	特定財源 一般財源			
1 一般管理費	2,490,047	270,366	2,760,413	特定財源 [内訳] 国庫支出金 市債	12 委託料 14 工事請負費	60,104 210,262	津波一時避難場所整備事業費 60,104 大東毛津波避難複合施設整備事業 210,262 費
2 職員管理厚生費	1,851,009	149,075	2,000,084	特定財源 [内訳] 諸収入	1 報酬 2 給料 3 職員手当等	72,900 24,381 51,794	会計年度任用職員費 149,075
5 企画振興費	4,066,653	1,778,657	5,845,310	一般財源 特定財源 [内訳] 国庫支出金 諸収入	3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金補助 及び交付金 27 繰出金	3,290 9,602 21,623 67,870 1,375 1,381,618 293,279	アイス政策推進交付金事業費 10,010 物価高騰対応重点支援地方創生 1,768,647 臨時交付金事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
6	農林水産業費		1,303,214	0	1,303,214	特定財源	0		
	1	農業費	719,024	0	719,024	特定財源	0		
		2 農業振興費	366,704	0	366,704	特定財源	0		
						[内訳]			
						使用料及び 手数料			
						国庫支出金	△467		
							467		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	9,167,186	49,915	9,217,101	特定財源 一般財源			
1 総務費	5,602,120	49,915	5,652,035	特定財源 一般財源			
2 事務局費	1,134,796	49,915	1,184,711	特定財源 [内訳] 諸収入	1 報酬	32,057	事務局運営費 49,915
					2 給料	10,503	
					3 職員手当等	7,355	
				123			
				49,792			
3 学校給食費	4,401,195	0	4,401,195	特定財源 [内訳] 国庫支出金 一般財源			
					49,523		
					△49,523		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
14 諸支出金	11,231,368	423	11,231,791	一般財源			
1 特別会計繰出金	11,231,368	423	11,231,791	一般財源			
1 特別会計繰出金	11,231,368	423	11,231,791	一般財源	27 繰出金	423	特別会計繰出金 魚揚場事業
							423 423

繰越明許費に関する事項

2款 総 務 費

1項 総 務 管 理 費

1目 一 般 管 理 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰り越しの事由
	節	金 額		
津波一時避難場所整備事業	11 役 務 費	1,188	0	国の繰越承認事業として実施する。
	12 委 託 料	163,487	60,104	
	14 工 事 請 負 費	12,800	0	
	計	177,475	60,104	
財 源 内 訳	国庫補助金	118,286	40,069	
	市 債	49,400	19,900	
	一 般 財 源	9,789	135	

繰越明許費に関する事項

2款 総 務 費

1項 総 務 管 理 費

1目 一 般 管 理 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰り越しの事由
	節	金 額		
大 楽 毛 津 波 避 難 複 合 施 設 整 備 事 業	8 旅 費	248	0	国の繰越承認事業 として実施する。
	12 委 託 料	7,646	0	
	14 工 事 請 負 費	418,272	210,262	
	計	426,166	210,262	
財 源 内 訳	国庫補助金	238,153	105,131	
	市 債	187,900	105,100	
	一 般 財 源	113	31	

繰越明許費に関する事項

2款 総 務 費

1項 総 務 管 理 費

5目 企 画 振 興 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰り越しの事由
	節	金 額		
物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金事業	3 職 員 手 当 等	千円 7,648	千円 3,290	国の繰越承認事業 として実施する。
	10 需 用 費	16,124	9,602	
	11 役 務 費	64,976	21,623	
	12 委 託 料	109,831	57,860	
	13 使 用 料 及 び 賃 借 料	2,921	1,375	
	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,166,618	1,381,618	
	27 繰 出 金	293,279	0	
	計	3,661,397	1,475,368	
財 源 内 訳	国庫補助金	3,582,665	1,421,423	
	雑 入	24,787	0	
	一 般 財 源	53,945	53,945	

正 補 書 明 細 費 与 給

2 一 般 職 員 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計	(千円)		
補 正 後	(782) 1,467	1,245,837	5,763,333	5,034,576	12,043,746	(千円)	14,103,298	
補 正 前	(782) 1,467	1,140,880	5,665,249	4,656,147	11,462,276	(千円)	13,521,828	
比 較	(0) 0	104,957	98,084	378,429	581,470	(千円)	581,470	

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	重 工 手 当 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	地 域 手 当 (千円)	勤 務 手 当 (千円)	勉 勵 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
職 員 手 当 等 の 内 訳	補 正 後	169,635		98,240	246,700		155,994	1,394,998	1,296,445	146,415
	補 正 前	169,635		98,240	246,700		155,994	1,363,246	1,269,578	146,415
	比 較	0	0	0	0	0	0	31,752	26,867	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	教 員 特 別 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 当 (千円)	直 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	4,800		50,866	184,294	1,945	1,125,380	9,600	5,034,576	
	補 正 前	4,800		50,866	181,004	1,945	808,860	9,600	4,656,147	
比 較		0	0	0	3,290	0	316,520	0	378,429	

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計	(千円)		
補 正 後	(4) 1,416	—	5,315,314	4,396,115	9,711,429	(千円)	11,432,088	
補 正 前	(4) 1,416	—	5,252,114	4,076,835	9,328,949	(千円)	11,049,608	
比 較	(0) 0	—	63,200	319,280	382,480	(千円)	382,480	

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員の当分の内訳	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理手当 (千円)	職手当 (千円)	寒冷手当 (千円)	地手 (千円)	当期 (千円)	期末 (千円)	勤手当 (千円)	手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住宅手当 (千円)	手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後		169,635	97,700	246,700	155,994	1,074,319	1,025,643	123,837	149,264				
	補正前		169,635	97,700	246,700	155,994	1,074,319	1,025,643	123,837	149,264				
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
等の内訳	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	休日手当 (千円)	給当 (千円)	直当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	合計 (千円)	住宅手当 (千円)	手当 (千円)	
	補正後	4,800	50,662	171,299	1,945	1,945	9,600	1,114,717	4,396,115					
	補正前	4,800	50,662	168,009	1,945	1,945	9,600	798,727	4,076,835					
比較	比較	0	0	3,290	0	0	0	315,990	319,280					

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給 (千円)	料 (千円)	計 (千円)			
補正後	(778)	1,245,837	448,019	638,461	2,332,317	338,893	2,671,210	
補正前	(778)	1,140,880	413,135	579,312	2,133,327	338,893	2,472,220	
比較	(0)	104,957	34,884	59,149	198,990	0	198,990	

※()はパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

職員の当分の内訳	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理手当 (千円)	職手当 (千円)	寒冷手当 (千円)	地手 (千円)	当期 (千円)	期末 (千円)	勤手当 (千円)	手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住宅手当 (千円)	手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後		—	540	—	—	320,679	22,578	—	—				
	補正前		—	540	—	—	288,927	22,578	—	—				
	比較	—	—	0	—	—	31,752	0	—	—				
等の内訳	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	休日手当 (千円)	給当 (千円)	直当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	合計 (千円)	住宅手当 (千円)	手当 (千円)	
	補正後	—	204	12,995	10,663	—	—	—	—	—	638,461	—	—	—
	補正前	—	204	12,995	10,133	—	—	—	—	—	579,312	—	—	—
比較	比較	—	0	0	0	0	—	—	—	—	59,149	—	—	—

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報酬及び給料	203,041	1 給料表の改定に伴う増減分	203,041		令和6年度給与改定の状況 給料の改定率 3.0 % 給料改定実施時期 令和6年4月1日
職員手当等	378,429	1 制度改正に伴う増減分	17,935	期末手当 勤当	
		2 その他の増減分	360,494		

議案第 2 号

令和 6 年度釧路市魚揚場事業特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の魚揚場事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 , 2 7 9 , 6 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 魚揚場事業収入		1,279,194	423	1,279,617
	5 繰入金	54,416	423	54,839
歳入合計		1,279,194	423	1,279,617

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 魚揚場事業費		1,279,194	423	1,279,617
	1 事業費	1,262,573	423	1,262,996
歳出合計		1,279,194	423	1,279,617

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 繰 入 金	54,416	423	54,839
歳 入 合 計	1,279,194	423	1,279,617

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 事 業 費	1,262,573	423	1,262,996	0	0	0	423
歳 出 合 計	1,279,194	423	1,279,617	0	0	0	423

(単位：千円)

(単位：千円)

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 魚揚場事業費	1,279,194	423	1,279,617	一般財源	423		
1 事業費	1,262,573	423	1,262,996	一般財源	423		
1 管理費	105,951	423	106,374	一般財源	2 給料 3 職員手当等	293 130	職員給与費 423
歳出合計	1,279,194	423	1,279,617	一般財源	423		

正 補 書 明 細 費 与 給

2 一 般 職 職 括
(1) 総

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)		
補 正 後	(ー) 1	—	2,492	1,762	4,254	712	4,966	
補 正 前	(ー) 1	—	2,199	1,632	3,831	712	4,543	
比 較	(ー) 0	—	293	130	423	0	423	

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	重 工 手 当 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	地 域 手 当 (千円)	日 給 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	合 計 (千円)
職 員 手 当 等 の 内 訳	補 正 後	—	—	—	—	—	66	516	433	57	336
	補 正 前	—	—	—	—	—	66	446	373	57	336
	比 較	—	—	—	—	—	0	70	60	0	0
	区 分	教 員 特 別 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	夜 勤 休 日 (千円)	直 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	合 計 (千円)	合 計 (千円)	合 計 (千円)	合 計 (千円)
職 員 手 当 等 の 内 訳	補 正 後	—	—	—	354	—	—	—	—	—	1,762
	補 正 前	—	—	—	354	—	—	—	—	—	1,632
	比 較	—	—	—	0	—	—	—	—	—	130

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)		
補 正 後	(ー) 1	—	2,492	1,762	4,254	712	4,966	
補 正 前	(ー) 1	—	2,199	1,632	3,831	712	4,543	
比 較	(ー) 0	—	293	130	423	0	423	

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員の等	区分	扶養手当	児童手当	管理手当	管理職手当	寒冷手当	地手当期	末手	勤当	勉手	通当	勤手	住手	手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		補正後	—	—	—	—	66	516	433	57	336			
		補正前	—	—	—	—	66	446	373	57	336			
		比較	—	—	—	—	0	70	60	0	0			
等の内訳	区分	教員特別手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	夜勤手当	休日給	当直手	単身赴任手	退職手	手当	合計			
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補正後	—	—	354	—	—	—	—	—	1,762			
		補正前	—	—	354	—	—	—	—	—	1,632			
		比較	—	—	0	—	—	—	—	—	130			

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	報酬及び給料	増減額 (千円)		事由別内訳		説明		備考	
		増	減	1	2	1	2	1	2
職員手当等	293	130	293	給料表の改定に伴う増減分		293		令和6年度給与改定の状況 給料の改定率 3.0 % 給料改定実施時期 令和6年4月1日	
				1 制度改正に伴う増減分		19	109		
				2 その他の増減分		111			

議案第3号

令和6年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度釧路市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			入
第1款 水道事業収益	5,543,383千円	3,000千円	5,546,383千円
第1項 営業収益	4,837,415千円	△290,279千円	4,547,136千円
第2項 営業外収益	705,968千円	293,279千円	999,247千円
支			出
第1款 水道事業費用	4,757,239千円	3,000千円	4,760,239千円
第1項 営業費用	4,470,506千円	3,000千円	4,473,506千円

令和7年1月23日提出

釧路市長 鶴間秀典

令和6年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益	1 営業収益		5,543,383	3,000	5,546,383	
		1 給水収益	4,837,415	△ 290,279	4,547,136	
			4,425,163	△ 290,279	4,134,884	水道料金 家事用 業務用 浴場用 △ 230,697 △ 59,514 △ 68
	2 営業外収益		705,968	293,279	999,247	
		2 他会計負担金	16,681	293,279	309,960	一般会計負担金 293,279

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	1 営業費用		4,757,239	3,000	4,760,239	
		5 業務費	4,470,506	3,000	4,473,506	
			251,306	3,000	254,306	委託料 2,500 その他業務費 500

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
その他の有価証券 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～50年
構築物 10～58年
機械及び装置 8～17年
車両運搬具 3～6年
工具、器具及び備品 3～15年
(2) 無形固定資産
・減価償却の方法
定額法による。
- 4 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
- 5 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「水道事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は1,001,598千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
鉤路市水道事業会計は、上水道事業及び簡易水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。
- | 事業区分 | 事業の内容 |
|--------|---|
| 上水道事業 | 水道事業のうち、簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える水道事業。鉤路市街地区の水道事業(鉤路町域を含む。) |
| 簡易水道事業 | 計画給水人口が5,000人以下の水道事業。計画給水人口の規模が小さいもの。
山花・阿寒・飽別・阿寒湖畔・音別簡易水道事業(二俣飲用水事業含む。) |

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位 千円)		
	上水道事業	簡易水道事業
営業収益	3,963,131	251,883
営業費用	3,706,950	370,732
営業損益	256,181	△ 118,849
経常損益	570,467	64,493
セグメント資産	57,983,660	3,167,639
セグメント負債	36,385,047	2,689,102
その他の項目		
他会計繰入金	359,901	202,319
減価償却費	1,885,556	202,797
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,419,858	△ 130,379
		39,074,149

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位 千円)		
	上水道事業	簡易水道事業
セグメント資産	61,739,383	3,051,190
セグメント負債	38,602,274	2,517,437
その他の項目		
他会計繰入金	353,193	195,417
減価償却費	1,924,115	206,402
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,264,358	△ 105,116
		6,159,242

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金10,930千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金43,561千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金40,621千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金7,966千円を取り崩す。

議案第４号

釧路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（釧路市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条 釧路市職員の給与に関する条例（平成１７年釧路市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第２６条第２項の表中「２３，３６０円」を「２６，０００円」に、「１３，０６０円」を「１４，５００円」に、「８，８００円」を「９，８００円」に改める。

第２７条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１０２．５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５（幹部職員等にあつては、１００分の１０７．５）」を加え、同条第３項中「１００分の５８．７５」との次に「、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６１．２５」と」を加える。

第３０条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１２２．５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５（幹部職員等にあつては、１００分の１２７．５）」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の５８．７５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５（幹部職員等にあつては、１００分の６１．２５）」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（別紙１）

第２条 釧路市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６

号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定する扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第14条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第2項第1号及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第18条第2項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（幹部職員等にあつては、100分の107.5）」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102

．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１２２．５）、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５（幹部職員等にあつては、１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５」を「１００分の５０」に、「１００分の５８．７５）、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５（幹部職員等にあつては、１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に改める。

第３１条第３項中「国家公務員であつた者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第３５条中「、第１４条、第１５条、第１８条及び第２６条」を「及び第１４条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（別紙２）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年釧路市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表中「３８０，０００」を「３９２，０００」に、「４２７，０００」を「４４０，０００」に、「４７７，０００」を「４９２，０００」に、「５３９，０００」を「５５５，０００」に、「６１５，０００」を「６３４，０００」に、「７１８，０００」を「７４０，０００」に、「８３９，０００」を「８６４，０００」に改める。

第５条第２項中「１００分の１７０」との次に「、１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７５」とを加える。

第４条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第４項及び第５項を削る。

第５条第１項中「、第１５条」を削り、「、第２０条」を「及び第２０

条」に改め、「及び第30条」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第27条第2項及び第30条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年釧路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の170、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」に改める。

第6条 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の170、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(釧路市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 釧路市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の170、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」に改める。

第8条 釧路市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の170、基準日が12月1日である場合にあっては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年釧路市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

(釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年釧路市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第4条の2第2項各号列記以外の部分中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の扶養親族の範囲及び扶養手当の月額その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

第16条第1項中「する異動」の次に「又は新たに職員となったこと」を加える。

第16条の2を削る。

第23条中「、第7条、第13条」を削る。

第23条の2中「、第11条及び第15条」を「及び第11条」に改め、「規定は、」の次に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項に規定する」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び附則第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の釧路市職員の給与に関する条例（以下「第

1 条改正後給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の釧路市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の釧路市職員の給与に関する条例若しくは第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例若しくは第7条の規定による改正前の釧路市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の議員報酬等条例若しくは改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（号俸の切替え）

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、釧路市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（経過措置）

- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第2条の規定によ

る改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 障害のある者」とあるのは「(5) 障害のある者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。）」

と、同条第3項中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」と、
「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,
000円とする」とする。

6 第2条改正後給与条例第31条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

7 第10条の規定による改正後の釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第1項の規定は、切替日前に新たに職員（釧路市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。）となった者にも適用する。

8 第2条改正後給与条例第35条の規定の適用については、釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年釧路市条例第13号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（釧路市企業職員である者を除く。）は、第2条改正後給与条例第35条の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（委任）

9 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

10 釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

附則第14条第4項中「、第30条第2項並びに第35条」を「並びに第30条第2項」に改める。

附則別表（別紙３）

令和７年１月２３日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

国家公務員の給与の改定状況等を勘案し、本市職員の給与並びに特別職及び市議会議員の期末手当の支給率について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

(別紙1)
別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	183,500円	230,000円	261,300円	287,300円	309,800円	335,000円	373,400円
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400	386,600	398,500		
	95		299,700	347,800	387,000	398,800		
	96		300,100	348,200	387,400	399,000		
	97		300,300	348,400	387,700	399,200		
	98		300,600	348,800	388,200	399,500		
	99		301,000	349,200	388,600	399,800		
	100		301,400	349,500	389,000	400,000		
	101		301,600	349,800	389,300	400,200		
	102		301,900	350,200	389,800			
	103		302,200	350,600	390,200			
	104		302,500	351,000	390,600			
	105		302,700	351,500	390,900			
	106		303,000	351,900	391,400			
	107		303,300	352,300	391,800			
	108		303,600	352,700	392,200			
	109		303,800	353,200	392,500			
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 192,000	基準給料月額 219,500	基準給料月額 260,000	基準給料月額 279,700	基準給料月額 294,900	基準給料月額 320,600	基準給料月額 362,700

(別紙2)
別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	183,500円	230,000円	265,300円	298,800円	321,300円	355,200円	408,300円
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500		
	87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800		
	88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000		
	89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200		
	90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500		
	91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800		
	92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000		
	93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200		
	94		299,400	348,800	389,800			
	95		299,700	349,200	390,200			
	96		300,100	349,500	390,600			
	97		300,300	349,800	390,900			
	98		300,600	350,200	391,400			
	99		301,000	350,600	391,800			
	100		301,400	351,000	392,200			
	101		301,600	351,500	392,500			
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 192,000	基準給料月額 219,500	基準給料月額 260,000	基準給料月額 279,700	基準給料月額 294,900	基準給料月額 320,600	基準給料月額 362,700

(別紙 3)
附則別表 (附則第 4 項関係)

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39

56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94	90	90		
99	95	91	91		
100	96	92	92		
101	97	93	93		
102	98	94			
103	99	95			
104	100	96			
105	101	97			
106	102	98			
107	103	99			
108	104	100			
109	105	101			
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

